

## 競争入札に関する質問の回答書

河 第 3 3 9 号  
令和 6 年 9 月 4 日

三瓶ダム管理用発電余剰電力の売却  
競争参加資格確認申請者 様

島 根 県 知 事  
丸 山 達 也

入札に係る仕様書等について質問がありましたので、下記のとおり回答します。

### 記

入札公告日	令和 6 年 8 月 2 日
件 名	三瓶ダム管理用発電余剰電力の売却
質問事項	回答
① 通知書類の押印について（契約後） 契約後に毎月お送りする計量値のお知らせ等の提出資料について電子印の会社印（角印）を使用しての提出でもよろしいでしょうか。	① 左記の提出方法で問題ありません。
② 支払い方法について 納付書と請求書どちらのお支払いとなりますでしょうか。	② 島根県の作成する納入通知書での支払いをお願いします。
③ 納付書でのお支払いの場合 京葉銀行様は対象となりますでしょうか。また、落札後、納付書のサンプルは事前にいただくことは可能ですでしょうか。	③ 京葉銀行は対象になりません。 対象となる金融機関は、 <a href="https://www.pref.shimane.lg.jp/suito/">https://www.pref.shimane.lg.jp/suito/</a> （島根県出納局のホームページ）より、「県公金の収納に関して」 からご確認ください。 納入通知書様式は島根県会計規則で定められた様式であり、別添のとおりです。（落札後の提供も可能です。）
④ 契約書について 弊社から一般送配電事業者へ発電量	④ 承諾書に捺印することは可能です。

調整供給申し込みを行う際に、一般送配電事業者の託送供給等約款における発電者に関わる項目に発電者として遵守することを承諾していただく必要がございます。

そのため、契約書に「託送供給等約款を発電者として遵守する」という文言を追記いただけますでしょうか。

内容の変更が難しい場合、弊社様式の承諾書に捺印をいただくことは可能でしょうか。